

西武インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス利用規定

第1条 西武インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス

1. 西武インターネットバンキング・モバイルバンキングサービスとは
西武インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）がパーソナルコンピューター・モバイル機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます。）等を通じて、当金庫に振込・振替取引、口座情報の提供等の取引の依頼を行い、当金庫がその手続を行うサービスをいいます。なお、利用については当金庫が申込を承諾した個人の方とさせていただきます。
2. 使用できる機器
本サービスの利用に際して使用できる機器は、当金庫所定のものに限りま。
3. 利用時間
本サービスの利用時間は第1項の取引毎に当金庫が定めた時間内とします。また、当金庫はこの利用時間をお客さまに事前に通知せずに変更する場合があります。
4. 利用手数料等
 - (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫が別にお知らせした利用手数料をお支払いいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、通帳、および払戻請求書の提出は不要とし、申込み口座（別途お届けのある場合はその指定口座）より、毎月7日（休日の場合は翌営業日）に自動的に引落します。
 - (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫が別にお知らせした振込手数料をお支払いいただきます。
 - (3) 第4項(1)の本サービス利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。

第2条 利用の申込

1. お客さまは、本サービスの利用に際して、当金庫所定の方法によりお客さまの口座番号等その他必要な事項を届出するものとします。
2. お客さまが本サービスを申込まれますと、当金庫は必要な事項を記載した「初期登録情報のお知らせ」を交付しますので、所定の設定を行ってください。
3. 本サービスでは、当金庫に登録されている「ログインID」と「パスワード」との一致の確認、その他当金庫が定める方法により本人確認（以下この確認を「本人確認」といいます）を行います。利用に際して必要な「ログインID」、「パスワード」、その他の本人確認方法の規格、数、設定方法等は当金庫が定めるものとし、当金庫が必要とする場合、変更することができるものとします。
4. 「ログインID」と「パスワード」は重要な情報です。お客さまが「ログインID」や「パスワード」を指定する場合は、当金庫が定める文字数の範囲内で指定してください。また、各「ログインID」、「パスワード」の指定にあたっては、生年月日や電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。
5. お客さまの「ログインID」、「パスワード」等が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（「パスワード」などを記載した「初期登録情報のお知らせ」を紛失した場合等も含みます。）、機器の盗難、遺失などにより「ログインID」、「パスワード」を第三者に知られるおそれがある場合、お客さまは当金庫所定の時間内に電話または文書により当金庫に届出てください。届出の受付により、当金庫は本サービスの利用を停止します。この停止に拘らず、届出前に依頼済の振込・振替等は、お客さまの意思により有効なものとみなします。
6. 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当金庫に連絡のうえ所定の手続をおとりください。
7. 当金庫が本規定（当金庫所定事項に定める事項を含みます）にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、「ログインID」、「パスワード」等について不正使用、その他の事故があっても当金庫は当該依頼をお客さまの意思に基づく有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。当金庫が交付する「パスワード」が記載されている「初期登録情報のお知らせ」等はお客さま自身が厳重に管理し、第三者に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に注意してください。
8. お客さまがお取引の安全性を確保するため、「ログインID」、「パスワード」を変更、リスクベース認証による登録を初期化する場合には、当金庫所定の手続により変更、初期化が可能です。
9. お客さまが、「ログインID」「パスワード」又は「リスクベース認証の答え」を失念した場合には、書面にて所定の手続きによりお届けいただく取扱いとなります。
10. 本サービスの利用についてお届けの「パスワード」およびあらかじめ登録された「一問一答の合言葉」と異なる入力、当金庫の定める回数、連続して行われた場合、本サービスの利用を停止させていただきます。この場合も、すでに依頼済みで当金庫が処理していない振込、振替等の依頼は有効に存続するものとします。

第3条 本人確認の方法

1. 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には以下の方法があります。
 - (1) ID・パスワード方式
ログインIDおよびログインパスワードによりお客さまであることを確認する方式。
 - (2) リスクベース認証方式
あらかじめ登録いただいた「一問一答の合言葉」によりお客さまであることを確認する方式。
 - (3) ワンタイムパスワード認証方式
ログインIDとログインパスワードに加えて、お客さまの携帯電話またはスマートフォンに生成表示されるパスワードでお客さまであることを確認する方式。
2. お客さまは本サービスを初めて利用する際、端末から当金庫に登録されている「代表口座」「仮ログインパスワード」と「仮確認用パスワード」との一致の確認と、その他当金庫が定める方法による本人確認（以下「本人確認」といいます）を行います。ご利用に際して必要な「ログインID」、「パスワード」、その他の本人確認方法の規格、数、設定方法等は当金庫が定めるものとし、当金庫が必要とする場合、変更することができます。
 - (1) 「ログインID」登録後における最初のログイン時に、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって当金庫に登録されていたパスワードは消滅し、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は契約者がこの変更手続きによって登録されたものとします。

3. お客さまが本サービスにより依頼を行うにあたっては、「端末」より「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、(以下「パスワード等」といいます。)を当金庫宛に送信するものとします。当金庫は送信されたパスワード等と当金庫に登録されたパスワード等の一致を認識した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - (1) 契約者の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。
 - (2) 受信した依頼内容が真正なものであること。
4. 取引業務にてパスワード等が不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。パスワード等は、第三者に知られたり盗難されないようお客さまが厳重に管理するものとします。
5. 契約者が「パスワード等」、「収納機関が指定する項目」などの入力にあたり、当金庫所定の回数以上を連続して誤った場合には、当金庫は事前に通知することなく本サービスの取扱を中止することができるものとします。サービスの再開にあたっては、金庫所定の方法により手続きが必要となります。

第4条 取引の依頼・依頼内容の確定

1. 取引の依頼方法
本サービスによる取引の依頼は、第2条に従ってご本人である事が確認出来た後、お客さまが取引に必要な事項を所定の方法で当金庫に伝達して行うものとします。当金庫は、お客さまがあらかじめ取引を指定した口座(以下「サービス利用口座」といいます)で依頼された取引を実施します。
2. 取引内容の確定
当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客さまに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、所定の方法で確認した旨を当金庫に伝達してください。当金庫は伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了確認画面で確認できなかった場合は「振込・振替照会」機能で確認してください。
3. サービス利用口座のご利用について
 - (1) 「サービス利用口座」からのお支払い(振込・振替)の場合(振込は普通預金のみ取り扱い)、当金庫が定めた方法で振替・振込資金、振込手数料等を預金通帳・払戻請求書なしで引落しを行います。
 - (2) 貯蓄預金は、残高および入出金明細のご照会、振替がご利用いただけます。
 - (3) 本項第1号に定める取引において引落しが成立しなかった場合(残高不足の他、当該口座の解約、ローンの延滞、差押による支払停止等の場合も含みます)には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱います。

第5条 振込・振替取引

1. 振込・振替取引の内容
 - (1) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
 - (2) 支払指定口座は「サービス利用口座」として登録されている、普通預金(総合口座を含みます)および貯蓄預金(振替のみの取り扱い)とします。
2. 振込金額等の上限金額の設定
1口座からの1日当たりの振込金額の上限は、当金庫所定の振込限度額の範囲内かつお客さまにより登録された振込限度額の範囲内とします。なお、当金庫はお客さまに事前に通知することなく1日当たりの振込限度額を変更することがあります。
3. 処理日の指定方法
 - (1) 処理日は、お客さまのパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当金庫所定の期間内の営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当金庫は依頼人に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
 - (2) お客さまの依頼した取引については、当金庫の定める処理を行うまでは取消し出来ます。ただし、この時間を過ぎての取消しはできませんのであらかじめご了承ください。
4. 入金不能時における取り扱い
お客さまより依頼を受けた振込において、先方の金融機関で受取人口座に入金できなかった場合、当金庫はお客さまより組戻依頼を受けることなく資金を返却し、代り金はお客さまの普通預金口座へ入金することとし、それによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。当金庫よりお客さまへの連絡、および手数料の返却は致しません。
5. 振込先口座について
振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合に、お客さまからの届出なしに当金庫が変更することがあります。

第6条 口座情報の提供

1. 内容
当金庫はお客さまからの依頼により「サービス利用口座」として登録されている口座について、各種の照会(残高照会、入出金明細照会など)サービスを行います。
2. 利用時間
照会サービスの利用時間は当金庫が別途定めた時間内とします。ただし、当金庫はお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。
3. 口座情報
 - (1) 照会サービスでは、当金庫が定める時間帯の範囲の取引内容を回答します。ただし、当金庫はお客さまに事前に通知することなく時間帯を変更することがあります。
 - (2) 当金庫から照会サービスにより回答した内容について、振込依頼人から訂正依頼があった場合、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

第7条 税金・各種料金の払込みサービス

1. 取引の内容
 - (1) 税金・各種料金の払込みサービス(以下「料金払込みサービス」といいます)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落し金を払込むことができるサービスをいいます。
 - (2) 料金払込みサービスの1回当たり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は所定上限額をその裁量によりお客さまに通知することなく変更する場合があります。
 - (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条(振込・振替取引)における振込取引と同様の取り扱いとします。

- (4) 一度依頼した払込みは取消できないものとします。
 - (5) 当金庫は、お客さまに対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。
 - (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合せください。
 - (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取り扱いができない場合があります。
2. 利用の停止・取消し等
 - (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込サービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
 - (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
 - (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第8条 免責事項

1. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に損害が生じたとき。
 - (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
 - (4) 通信経路における盗聴などの不正使用、その他の事故により、「パスワード」や取引情報等が漏洩したために損害が生じたとき。
2. お客さまは本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. お客さまは、本サービスの利用にあたりお客さま自身が所有管理するパソコン機器等（以下「取引機器」といいます。）、通信媒体が正常に稼働するようお客さまの責任において管理して下さい。当金庫は、取引機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。取引機器が正常に稼働しなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. 当金庫が書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が、「初期登録情報のお知らせ」に記載の「パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

第9条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、この規定の他、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、振込規定、カードローン契約規定等の各規定により取り扱います。

第10条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第11条 海外からの利用

現地にインターネット接続可能な環境があり、必要なOS・ブラウザの条件を満たしていればご利用いただけます。ただし、国・地域によっては法令、事情、その他の事由によりご利用いただけない場合がありますので、当該国の法律・制度をよくご確認ください。

第12条 届出事項の変更等

預金口座などについてのお届出印、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合には各種預金規定およびその他の取引規定に従い、ただちに書面によって当金庫に届出て下さい。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 解約等

1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
2. 当金庫が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと見なします。
3. 代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。
4. お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。
 - (1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき。
 - (4) 当金庫に支払うべき別にお知らせした手数料を3ヵ月連続して支払わなかったとき。
 - (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - (6) 相続の開始があったとき。
 - (7) 本契約に違反する等、当金庫サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
5. お客さまが「ログインID」を失念した場合には、当契約は解約後新規の取り扱いとなります。
6. 解約によって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

第14条 移管

- (1) サービス利用口座をお客さまの都合で移管する場合、本サービスの契約は解約となりますので、新たに移管後の口座で契約を申し直してください。
- (2) サービス利用口座が店舗の統廃合等、当金庫の都合で移管された場合、原則として本契約は新しい取引店に移されます。ただしお客さまに連絡の上個別の対応とさせていただきます場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第15条 契約期間

この契約の当初期間は、当初契約日から起算して1年間とし、お客さま、または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日から起算して1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

第16条 譲渡・質入れの禁止

この取引に基づくお客さまの権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第17条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上